

# 城陽市給与・定員管理等について

平成27年4月  
城 陽 市

## 給与・定員管理等について

平成26年4月1日現在の市職員の給与及び定員管理等についてお知らせします。ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

## 目 次

1. 総括	1
2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
3. 一般行政職の級別職員数等の状況	3
4. 職員の手当の状況	4
5. 特別職の報酬等の状況	7
6. 職員数の状況	8
7. 公営企業職員の状況	10
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針	16

# 城陽市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 78,969	千円 24,336,061	千円 34,838	千円 4,680,092	% 19.2	% 19.5

(注) 一般職の給料・手当、特別職(市長、市議会議員など)の給料・議員報酬・報酬(委員、嘱託職員を含む)・手当のほか、共済費(社会保険料等)などの事業主としての負担分も含まれています。

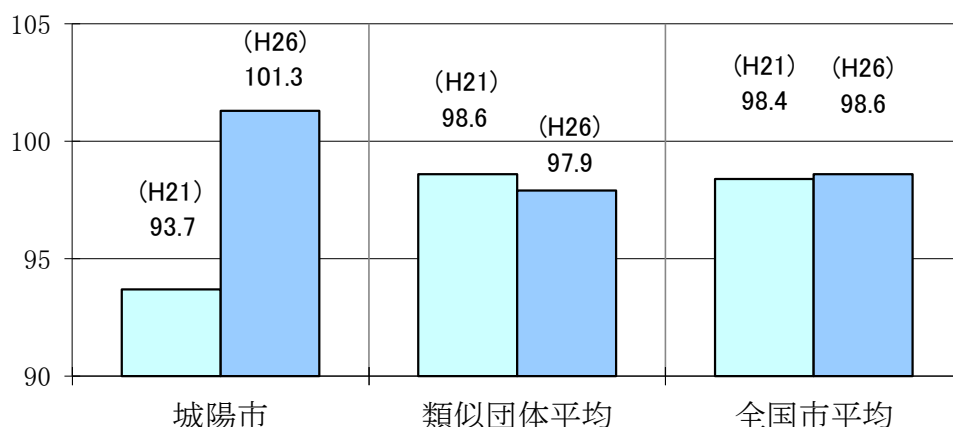
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 436	千円 1,472,563	千円 446,026	千円 564,596	千円 2,483,185	千円 5,695	千円 5,815

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、共済費(社会保険料等)は含みません。  
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。  
 3 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。  
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)的用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
城陽市	38.0 歳	292,700 円	386,973 円	326,146 円
京都府	44.3 歳	335,952 円	428,204 円	385,291 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の擬似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
城陽市	55.1 歳	379,500 円	463,380 円	407,680 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	53.7 歳	388.2 千円	475.0 千円	412.6 千円	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290.6 千円	1.63
うち 用務員	57.8 歳	357.0 千円	384.8 千円	381.2 千円	用務員	53.7 歳	202.7 千円	1.90
京都府	54.0 歳	360,702 円	413,695 円	395,484 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
城陽市	--	--	--
うち 清掃職員	7,441.4 千円	3,980.6 千円	1.87
うち 用務員	6,421.0 千円	2,809.4 千円	2.29

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において、公表されているデータを使用しています。  
(平成22年～平成24年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 6 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

### (2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分	城 陽 市	京 都 府	国	
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	179,700 円	172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	145,400 円	140,100 円

(注) 初任給は、卒業後ただちに採用された場合の給料額です。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

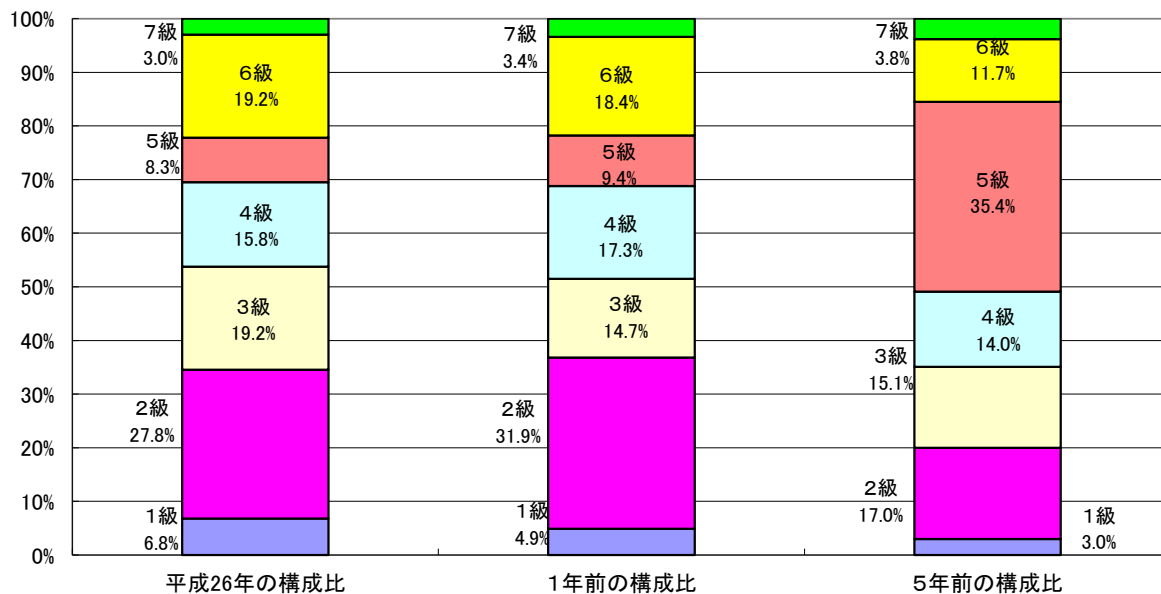
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	253,940 円	388,600 円	400,125 円	402,850 円
	高 校 卒	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円	377,100 円	— (該当者なし) 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	人 18	% 6.8
2級	主事	人 74 (16)	% 27.8 (64.0)
3級	主任	人 51 (3)	% 19.2 (12.0)
4級	係長、主査	人 42	% 15.8
5級	課長補佐	人 22	% 8.3
6級	次長、課長	人 51 (6)	% 19.2 (24.0)
7級	部長	人 8	% 3.0
合計		人 266 (25)	% 100.0 (100.0)

- (注) 1 城陽市の給与条例に基づく給料表の級別、役職別の職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 ( )は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,221 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,599 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) 支給割合の( )は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

##### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

城 陽 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算) ただし、59歳の勸奨退職については 加算なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)	
1人当たり平均支給額	10,032 千円	25,526 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 本市の勸奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。  
 3 上記は平成26年4月1日現在の支給率。国においては平成26年7月に、市においては平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行います。

##### (3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度普通会計決算)		50,324 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)		103,122 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	488(434) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の( )は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度普通会計決算)		39,643	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)		335,955	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度普通会計決算)		27.1	%	
手当の種類(手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税滞納処分事務従事職員の特殊勤務手当	京都地方税機構に派遣され地方税等を徴収する職員	市税の滞納処分に関する事務	60千円	1ヶ月1,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	健康推進課職員	感染症患者の救護等	0千円	1回300円
消防事務に従事する職員の特殊勤務手当	消防本部・消防署職員	消防吏員の隔日勤務	34,187千円	1勤務3,000円 (日勤務1,000円)
		救急救命士の免許を有する消防吏員の救急業務(隔日)		1勤務1,000円 (日勤務500円)
		火災その他の災害又は救急業務による出勤		1回300円
じん芥収集に従事する職員の特殊勤務手当	衛生センター職員	じん芥収集	5,190千円	1日1,300円
汚物処理に従事する職員の特殊勤務手当		道路上等における犬、猫の死体の処理		1回500円
生活保護事務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉課職員	生活保護の現業を行う職員及び同業務を指導監督する係長	207千円	1ヶ月2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度普通会計決算)	182,453 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	374 千円
支給実績(24年度普通会計決算)	193,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度普通会計決算)	384 千円

## (6)その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度普通会計決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		44,516 千円	244,590 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高27,000円まで	同		27,228 千円	309,404 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 片道1~2km未満支給なし 2~5km未満2,000円 5~10km未満4,100円 10km以上 5km増すごとに2,400円加算 45km以上 5km増すごとに900円加算 60km以上 24,500円(最高支給限度額)	同		28,101 千円	79,156 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 理事 18% 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10% 園長 7%	異	俸給の特別調整額として、役職に応じて46,300円~146,400円を支給	41,621 千円	586,198 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同		18,314 千円	93,913 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たり給与額の100分の25を乗じて得た額を支給。	同		2,615 千円	31,498 円
管理職員特別勤務手当	管理職員に対し、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合、勤務1回につき、8,000円を超えない額(勤務時間によってはその額に100分の150を乗じて得た額とする。)を支給。	異	特定管理職員に対し特別調整額の区分等に応じた支給額(6,000円~18,000円)となる。	473 千円	8,759 円



5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	965,000 円 (868,500)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000円 / 440,000円	
	副 市 長	795,000 円 (739,350)	830,000円 / 375,000円	
議 員 報 酬	議 長	560,000 円	698,000円 / 310,000円	
	副 議 長	495,000 円	620,000円 / 245,000円	
	議 員	445,000 円	560,000円 / 222,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	2.95 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長 副 市 長	給料月額×530/100×在職年数 給料月額×315/100×在職年数	20,458 千円 10,017 千円	任期毎 任期毎

- 注
- 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
  - 2 ( )は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで市長は10%、副市長は7%の減額した後の月額です。
  - 3 平成25年4月1日に在職する特別職が最初に退職した場合、市長500/100、副市長297/100の割合となります。

## 6 職員数の状況

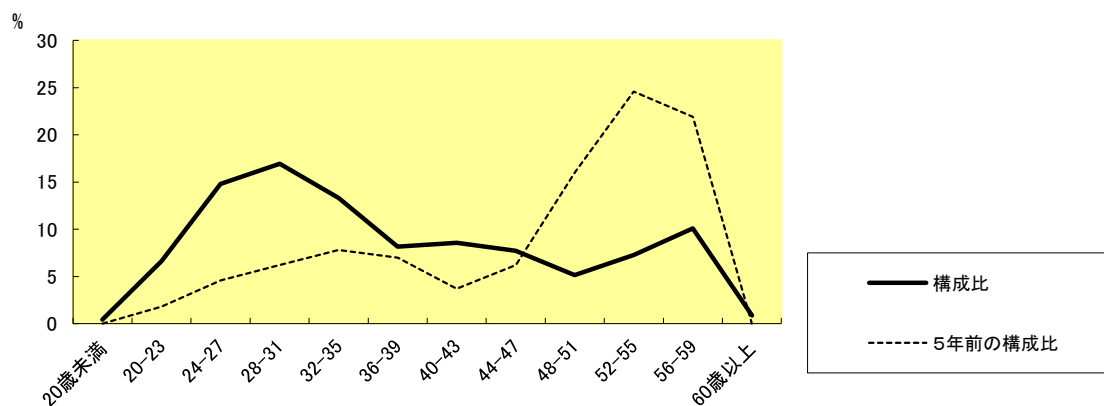
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	87	89	▲2	戸籍窓口業務の再任用短時間勤務職員化等に伴う減(▲2)
		税務	30	28	2	税務部門の配置増に伴う増(2)
		民生	57	63	▲6	市立保育所の運営業務の民間委託等に伴う減(▲6)
		衛生	32	31	1	環境保全部門体制充実に伴う増(1)
		労働	1	1	0	
		農林水産	6	5	1	農業振興業務の欠員補充(1)
		商工	7	7	0	
		土木	68	65	3	新市街地企業誘致業務の体制充実に伴う増(3)
	小計	294	295	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.41 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人	
	教育部門	41	43	▲2	教育部門の再任用短時間勤務職員化等に伴う減(▲2)	
	消防部門	86	81	5	消防力の充実に伴う増(5)	
	小計	421	419	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.44 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人	
公営企業会計等部門	水道	21	22	▲1	給水業務の再任用短時間勤務職員化に伴う減(▲1)	
	下水道	5	5	0		
	その他	20	18	2	国保事業会計の体制充実に伴う増(2)	
	小計	46	45	1		
合 計		467 [ 611 ]	464 [ 611 ]	3 [ 0 ]	<参考> 人口1万人あたり職員数 59.29 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)で、再任用短時間勤務職員は除いています。  
地方公務員の身分を持つ退職者・派遣職員などを含み、臨時又は嘱託職員は除いています。
- 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	31人	69人	79人	62人	38人	40人	36人	24人	34人	47人	4人	466人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 区分	17年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	378	334	316	301	298	295	294	▲40 (▲12.0%)
教育	67	54	49	47	46	43	41	▲13 (▲24.1%)
消防	80	85	86	84	84	81	86	5 (5.9%)
普通会計	525	473	451	432	428	419	421	▲52 (▲11.0%)
公営企業等会計	57	47	46	43	45	45	46	▲1 (▲2.1%)
総合計	582	520	497	475	473	464	467	▲53 (▲10.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(参考) 第2次定員管理計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
策定時	到達目標	
平成17年4月1日	平成28年4月1日	職員数を20.8%(121人)削減

(注) この計画は、今日の厳しい社会状況情勢を踏まえ、今後の地方分権の進行や厳しい財政状況も考慮し、平成14年12月に策定した城陽市緊急財政健全化計画案に基づき、平成12年9月に策定した定員管理計画の目標年次を短縮して策定したものです。

再任用制度等の活用と新規採用計画の時期と人数を計画的に抑制しながら、平成30年の到達目標年次の職員数を20.8%(121人)減員する目標を、28年に前倒しすることとしています。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,216,472	千円 78,571	千円 189,093	% 15.5	% 15.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 23	千円 96,377	千円 18,595	千円 35,347	千円 150,319	千円 6,536	千円 6,123

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。  
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。  
 3 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。  
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
城陽市	40.8 歳	294,617 円	492,388 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額は、平成25年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,219 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,221 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算) ただし、59歳の勸奨退職については加算なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算) ただし、59歳の勸奨退職については加算なし	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	10,032 千円	25,526 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 本市の勸奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。  
 3 上記は平成25年4月1日現在の支給率。国においては平成25年10月、平成26年7月に、市においては平成26年4月、平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行います。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	3,147 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	108,510 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	29(23) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の（ ）は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	%		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	7,083 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	244 千円
支給実績（24年度決算）	11,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	397 千円

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		2,835 千円	236,250 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高27,000円まで	同		1,164 千円	291,000 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 片道1～2km未満支給なし 2～5km未満2,000円 5～10km未満4,100円 10km以上 5km増すごとに2,400円加算 45km以上 5km増すごとに900円加算 60km以上 24,500円(最高支給限度額)	同		1,902 千円	70,430 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同		2,271 千円	567,761 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同		194 千円	17,626 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,753,570	千円 △ 231,771	千円 44,305	% 2.5	% 2.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 5	千円 17,908	千円 3,145	千円 7,074	千円 28,127	千円 5,625

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,093

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。  
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。  
 3 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。  
 4 給与費については、再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
城陽市	38.6 歳	332,587 円	439,036 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 平均月収額は、平成25年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,179 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,221 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) 支給割合の( )は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算) ただし、59歳の勸奨退職については加算なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算) ただし、59歳の勸奨退職については加算なし	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	10,032 千円	25,526 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 本市の勸奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上59歳以下の職員を対象とする退職制度です。  
 3 上記は平成25年4月1日現在の支給率。国においては平成25年10月、平成26年7月に、市においては平成26年4月、平成27年4月に段階的に支給率の引下げを行います。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	587 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	97,916 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3 %	6(5) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の（ ）は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	%			
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	460 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	77 千円
支給実績（24年度決算）	972 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	162 千円



カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 ○配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ○16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		663 千円	221,000 円
住居手当	○借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	同		294 千円	294,000 円
通勤手当	○交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 ○交通用具使用者 片道1～2km未満支給なし 2～5km未満2,000円 5～10km未満 4,100円 10km以上 5km増すごとに 2,400円加算 45km以上 5km増すごとに 900円加算 60km以上 24,500円(最高支給限度額)	同		706 千円	117,797 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同		433 千円	433,469 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同		0 千円	0 円

## ◇ 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

本市では昭和56年度以降、全部門における技能労務職を退職不補充とする方針のもと、平成8年度第3次行財政改革大綱により清掃収集業務・学校給食調理業務を委託化、平成10年度第4次行財政改革大綱により土木作業員を嘱託化するなど、行財政改革の取り組みを進める中で、技能労務職そのものを退職不補充とし、適用職種の委託化・嘱託化を積極的に図ってきています。技能労務職については、今後もその方針を堅持することとしているところであり、まず技能労務職を最大限縮減することとして、当面最優先の取り組みとしたいと考えています。

なお、技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、市民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう努めていきます。

### 【技能労務職の現況】

#### ◎職員数の推移

年 度	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成24年	平成25年	平成26年
技能労務職	156人	152人	133人	119人	99人	67人	18人	11人	10人

#### ◎退職不補充の取組状況

職 種	退職不補充	方 向	取 組 状 況
清掃作業員	実施中	家庭系一般廃棄物収集運搬業務の市内全域総合委託済	市内を北部、中部、南部地域の3地域に分け、収集運搬業務の総合委託を順次拡大。平成23年4月、市内全域における家庭系ごみ収集運搬業務の総合委託化が完了。
学校給食調理員	実施中	全面委託済	正職不在
バス運転手	実施済	全面委託済	正職不在
学校作業員	実施中	嘱託化等	推進中
自動車運転手	実施済	全面委託済	正職不在
宿直員	実施済	嘱託化済	正職不在
電話交換手	実施済	嘱託化済	正職不在
ボイラー技師	実施済	委託化済	正職不在
土木作業員	実施中	嘱託化	推進中
保育園調理員	実施済	委託化	正職不在